

道民意見提出手続の意見募集要領

令和6年4月10日

1 計画等の案の名称

北海道総合計画(案)

2 参考資料の名称

新たな北海道総合計画(案)について
新たな北海道総合計画(案)の概要
新たな北海道総合計画(案)の概要(やさしい版)

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ(総合政策部計画局計画推進課ホームページ)への掲載
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/public_comment.html)
※子ども向けは、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>)
- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
- ア 北海道総合政策部計画局計画推進課(道庁3F)
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局及び各振興局地域創生部地域政策課
- ※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。

4 意見等の募集期間

令和6年4月10日(水)～令和6年5月9日(木)
※郵送については、当日消印分まで有効

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部計画局計画推進課(計画推進係)
- (2) ファクシミリ 011-232-8924
- (3) 電子メール keikaku.suishin@pref.hokkaido.lg.jp
- (4) 電子申請サービス(子ども向け)
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=4BGR53HM>

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年7月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、意見提出様式を添付ファイルとして使用してください。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

〈問い合わせ先〉

北海道総合政策部計画局計画推進課計画推進係
電話：011-204-5630